

「テールゲートリフター操作業務特別教育」の開催について

令和5年3月28日、労働安全衛生規則第36条の「特別教育を必要とする業務」に「テールゲートリフターの操作の業務」が追加されるなどの法改正が行われ、令和6年2月1日以降、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業に従事する労働者に対し、特別教育を行うことなどが事業者に義務付けられました。（特別教育を受けていない労働者はテールゲートリフターの操作ができなくなります）。

当協会支部では、テールゲートリフターの操作の業務に従事している皆様を中心に、標記特別教育を下記のとおり追加開催することといたしましたので、未受講となっている対象者がおりましたら、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

記

開催日時

『安全衛生教育』等実施計画表をご確認下さい。

学科を受講された方には、各事業場において日常使用している機種で実技教育を行えるよう、実施方法を整理した動画教材「実技教育のポイント」アクセス用URLを無料で配布致します。

学科のみ受講の場合、実技教育は自社で必ず行ってください。

時 間

学科 8時～12時頃まで

実技 13時～15時頃まで

開催場所

矢巾町（公社）岩手県トラック協会・総合研修会館

・紫波郡矢巾町流通センター南二丁目9-1

T E L 019-637-3287

金ヶ崎町（公社）岩手県トラック協会・水沢研修会館

・胆沢郡金ヶ崎町西根北荒巻80-3

T E L 0197-44-3621

対 象 者

テールゲートリフターの操作の業務に従事する者

自社で教育を行う際に講師を務める予定の者（テールゲートリフターの操作に関して知識と経験を有する者）

研修内容

【学 科】

- ① 「テールゲートリフターに関する知識」（1.5時間）
- ② 「テールゲートリフターによる作業に関する知識」（2時間）
- ③ 「関係法令」（0.5時間）

【実 技】

④ 「テールゲートリフターの操作の方法について」(2 時間以上)

受講定員 40 人 (ただし、定員になり次第締め切らせていただきます。)

受講料

	学 科	実 技	合 計
会 員	8,800 円 (テキスト代含む) (内消費税 10% 800 円)	(受講しない)	8,800 円 (内消費税 10% 800 円)
	8,800 円 (テキスト代含む) (内消費税 10% 800 円)	4,400 円 (内消費税 10% 400 円)	13,200 円 (内消費税 10% 1,200 円)
非 会 員	11,000 円 (テキスト代含む) (内消費税 10% 1,000 円)	(受講しない)	11,000 円 (内消費税 10% 1,000 円)
	11,000 円 (テキスト代含む) (内消費税 10% 1,000 円)	4,400 円 (内消費税 10% 400 円)	15,400 円 (内消費税 10% 1,400 円)

受講料は、現金書留か下記の口座へ講習開始 1 週間前までに納入して下さい。

【振込先】東北銀行流通センター支店（普通口座）NO. 24815
陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部

送金手数料に付きましては受講者の負担となりますので、ご了承下さい。

申込方法 別紙『申込書』に必要事項を記入の上 FAX にてお送り下さい。
※申込書を確認後、受講票と請求書をお送りいたします。

申込期限 教育日より 1 週間前まで

そ の 他

- (1) 受講申込者の都合で出席できない場合、受講料の返金はしません。但し、やむを得ない場合は、年度内の受講日変更を受付いたします。
- (2) 受講日前に発熱や体調不良が生じた場合は、受講をお控えください。
- (3) 実技教育は外で実車を使用して行います。
安全靴・安全帽（ヘルメット）・手袋の着用をお願いいたします。（安全帽（ヘルメット）は貸出あり。）
- (4) 不明な点並びにお問い合わせに付きましては、下記までお願い致します。

【連絡先及びお問合せ先】

〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南二丁目 9-1

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部

電 話 019-637-3287

FAX 019-638-5010